

アフィリエイト業務に関する覚書 モデル案 (JAAA)

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）は、自ら本人として、また▲▲▲▲に掲げる甲の子会社等（会社法第2条第3号の3に定める意味を有し、甲と合わせて以下「甲等」と総称する）を代理して、□□□□（以下「乙」という）と、甲等が乙に委託するインターネットメディアにおけるアフィリエイト広告を手配する業務（以下「本件業務」という）に関し、以下のとおり契約（以下「本覚書」という）を締結する。

第1条（委託業務の遂行における遵守事項）

乙は、甲等から委託を受けた本件業務を遂行するにあたり、別紙「アフィリエイトに関する発注ガイドライン」に記載の内容を遵守するものとする。

第2条（再委託）

乙は、個別契約（第3条に定める意味を有する）の定めに従い、本件業務の全部または一部を第三者に再委託する場合には、当該再委託先に、別紙「アフィリエイトに関する発注ガイドライン」を遵守させなければならないものとする。この場合においても、乙は本覚書で負う責任を免れることはできない。

第3条（本覚書と個別契約との関係）

本覚書に定める事項は、本覚書の有効期間中、本件業務に関して甲等と乙との間で締結される個々の契約（以下「個別契約」という）の全てについて適用されるものとする。

第4条（有効期間）

本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から起算して満1年間とし、期間満了の3カ月前までに、甲または乙のいずれからも契約終了または契約内容の変更等別段の書面による意思表示がないときには、本覚書は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

第5条（法令等の遵守）

甲等および乙は、本覚書および個別契約の締結、履行に際し、日本国の法令および監督官庁の指導等を遵守し、公序良俗に従わなければならない。

第6条（解約）

甲等または乙は、相手方に本覚書に違反する行為がある場合、相当の期間を定めてその是正を書面にて催告し、相手方がかかる違反を是正しない場合は、直ちに個別契約の全部または一部を解約することができるものとする。

第7条（損害賠償）

甲等および乙は、相手方が本覚書の各条項のいずれかに違反することにより損害を被ったときは、相手方に対し、その賠償を請求することができる。

第8条（協議解決）

本覚書に定めのない事項または本覚書の条項の解釈について疑義を生じた場合には、甲等および乙は、誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印のうえ1通を保有する。

●●●●年●●月●●日

甲：

所在地

社名

契約当事者名

乙：

所在地

社名

契約当事者名